横手市が マッチングアプリ代を 助成してくれる

また。 若者出会い応援事業

横手市では、若者の出会いを後押しするため、対象のインターネットマッチングサービスの利用料の一部を助成します。

対象の要件

- □ 申請日において、市内に住所を有していること
- □ 申請日において、18歳以上(高校生を除く)39歳以下の独身であること
- □ 申請日において、対象のインターネットマッチングサービスを利用していること
- □ 市税を滞納していないこと
- □ 過去にこの助成金の交付を受けていないこと
- □ 横手市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと

対象経費

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 2 月 28 日までの間のインターネットマッチングサービスの利用料金

※<u>基本プランや機能拡張などの月額料金は対象としますが、購入ごとに課金されるポイントは対象外です。</u> 詳しくはホームページをご覧ください。

助成金額

利用料金の2分の1 (上限30,000円)

- ※実際に使用した分を実績に応じて、横手にぎわい商品券で交付します。
- ※商品券は決定通知と一緒に送付します。
- ※1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とします。

対象サービス

特定非営利法人結婚相手紹介サービス業認証機構により認証(IMS認証)を受けている6 社のサービスが対象





裏面もご覧ください→

申請に必要なもの

- □対象サービスを利用していることを証明するもの(会員情報のスクリーンショットなど)
- □サービス利用料を支払ったことを証明するもの
- □運転免許証、旅券、個人番号カードなどの顔写真つき本人確認書類の写し
- □誓約書兼同意書
- ※申請の内容によっては、追加書類を求める場合があります。

注意事項

・申請時に、<u>利用料金に応じた期間、サービスを利用している事を確認</u>しますので、 **退会前に申請**してください。

例) 4月1日に3か月プランの利用を開始した場合 → 6月中に申請

- お1人様1度限りの交付となります。
- ・各社のサービス変更に伴い、事業内容を変更する場合があります。
- ・インターネットマッチングサービスの利用に関するトラブルについて、市は責任を負いかねます。

申請方法

申請期間/令和6年6月1日~令和7年3月14日 オンライン申請または下記窓口で申請

【窓口】横手市役所 総務企画部 経営企画課

〒013-8601 横手市中央町8番2号(本庁舎3階)

TEL: 0182-35-2164

E-mail: kikaku@city.yokote.lg.jp

オンライン<mark>申請は</mark>こちらから





若者出会い応援事業 ホームページ

申請フォーム

若い世代の出会い・結婚の応援策として、以下の事業も実施しています。

若者交流促進事業

若い世代の出会いや交流を促進するため、各種イベントを開催しています。

若者交際応援事業

若い世代の交際を応援するため、交際の際にかかった費用の一部(上限5万円)を助成します。

あきた結婚支援センター入会登録料の負担

あきた結婚支援センターに入会する横手市民の登録料1万円を全額負担します。

結婚新生活支援事業

婚姻日時点で夫婦ともに39歳以下で、合算所得が500万円未満の夫婦に最 大60万円を補助します(29歳以下…60万円上限、39歳以下…30万円上限)。

各事業のホームページ

若者交流促進 事業



若者交際 応援事業



あきた結婚 支援センター 入会登録料の 負担



結婚新生活 支援事業

